

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金



vol. 89

2021年6月25日

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

事件報告 馬毛島訴訟

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

期日情報

利根川源流からエネルギー革命を！

「山のツバル」で気付いたこと

「生き物」の声が聞こえる！

●事務局より

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

1 やんばるの開発の現状と裁判

沖縄県北部のやんばるは、イタジイを中心とした亜熱帯照葉樹林帯が広がる森林地帯で、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネなどの固有種、希少種が多く生息しています。

やんばるでは、沖縄の本土復帰(1972年)以降、ダム開発、土地改良事業などの大型公共事業が行われてきました。現在問題になっているのは林道開発、伐採、森林施業など林業の名目で行われる開発です。とりわけ森林伐採は、皆伐という草木を全て伐採して山を丸裸にする方式で、毎年10ヘクタールの規模で動植物の生息地が破壊されています。伐採による赤土の流出は、サンゴを初めとした海の生態系にも悪影響を与えます。

林業とはいうものの、伐採した樹木の多くはチップ等として売却され、採算が取れません。しかし、伐採後、植林やその後の森林施業の過程で国庫から多額の補助金が出るため、その補助金目当てに伐採が行われるという悪循環が続いてきました。

結果的に林道建設工事を休止に導いた「第2次命の森やんばる訴訟」(2007年提訴)に続き、2017年、沖縄県民の有志が、補助金の一部を負担した沖縄県を相手として、「第3次命の森やんばる訴訟」(違法公金支出金返還等請求事件)を提起しました。これは、2016年に沖縄振興の名目で国が負担する一括交付金という制度を使って、生物多様性豊かなやんばる本来の森林が大規模に伐採され、日本一大きなどんぐりの実をつけるオ



裁判で対象になっている国頭村宇良の伐採地
2017年1月22日撮影

キナワウラジロガシの大木や、ノグチゲラの営巣が可能なイタジイの大木も伐採されたことについて、その違法性を問う裁判です。

2 第3次命の森やんばる訴訟

今回の一括交付金を使った森林破壊では、少なくとも50年から60年はほとんど人の手が入っていない森林が「耕作放棄地」として伐採されました。国からは「機能回復事業」という名目で補助金が支出されています。「機能回復事業」というのは、本来、耕作放棄地で荒れ果てた場所や材木の生長が不良な土地を森林に作り替えるための事業で、やんばるの本来の自然が残っている森林を伐採することは補助金の名目に合致しません。

また、沖縄県は、事前に十分な現地調査もせず伐採を進めたことも、裁判の中で明らかになりました。

伐採前は豊かな森林であったことを明らかにするため、伐採された樹木を一本ずつ測定して樹種を特定する調査を行いました。隣接する森林に自動撮影カメラを設置し、ヤンバルクイナの交尾の様子などを捉えた映像も証拠として提出しました。

3 今後の展望

この第3次命の森やんばる訴訟では、第2次訴訟に引き続き、自然の権利基金からご支援をいただいています。

今年5月には、ユネスコの諮問機関がやんばるを世界自然遺産に登録する勧告を出しました。しかし、一方で森林伐採が毎年行われており、この裁判は、そのような現状に対する一つの問題提起として行っています。

私たちは、自然保護団体「やんばるDONぐりーず」を通して活動しています。現在、コロナ禍でもできる活動を模索しているところです。

ヤンバルクイナの交尾の映像や、新しいポストカードの案内など、ホームページやFacebookで発信していますので、ご覧ください。



2018. 6. 7 リュウキュウイノシシ



2020. 3. 24 ホントウアカヒゲ

(文・写真) 第3次命の森やんばる訴訟弁護団

弁護士 喜多 自然

事件報告 馬毛島訴訟

【裁判の現状】

この1年、日本政府による馬毛島買収は、残念ながら司法にも影響を及ぼしているとする見方があるが、裁判の場で起きています。

(損害賠償請求訴訟)

2016年11月、漁民たちは、タストンエアポートの違法開発によって生じた漁業被害の賠償を求める民事訴訟を、鹿児島地裁に起こしましたが、2019年9月18日、全文14頁、判決理由がわずか5頁にも満たないお座なりの内容で請求棄却判決が出されました。

そのため漁民達は直ちに福岡高裁宮崎支部に控訴しました。そうしたところ、漁民の立場を心情的に理解されたのか、控訴審としては珍しく、裁判長は数回の弁論準備手続きを実施し、証人尋問の日程を入れました。そうした矢先、突如、担当裁判長が異動を命じられました。これに対し、裁判長は、自ら判決を下すための訴訟指揮によって、尋問を取り消して最終弁論に切り換えて結審し、2月10日に判決を下しました。このとき、裁判長は既に裁判所を去っており(退職されたそうです)、後任の裁判長によって判決書が代読されました。

結果は、判決理由の中で、タストンエアポートの森林法違反を明確に認定し、違法開発によって海が汚染され

た事実や、漁業被害の事実も明確に認定しました。しかし、漁業損害については、温暖化の影響など他の要因の可能性も否定できないとし、また、人格権侵害の事実も認定できないとして、控訴を棄却しました。

この判決は、当否を別として、自然的要因が大きく左右する漁業損害の事後的立証の困難さを浮き彫りにしたと言えます。

(行政訴訟)

防衛省は、馬毛島を買収した途端、基地計画を公表して環境アセスメントの実施手続きを開始し、2020年12月、基地や基地建設に使用する港湾を建設するための海上ボーリング調査を開始しました。

こうした、防衛省の前のめりに基地建設に邁進する姿勢は、世論の反発を招き、基地建設反対を訴えた八板市長が、推進派の候補を破って再選され、環境アセスの方法書に対しては多数の反対や批判的意見が防衛省に届けられました。



ボーリング調査の台船(左)と海上保安庁の巡視船

裁判の分野では、ボーリング調査の差止を求めて、鹿児島地裁では、鹿児島県知事の調査許可決定の取消を求める行政訴訟を提起し、東京地裁では、直接防衛省に対し、調査工事の差し止めを求める仮処分申立を行いました。

この二つの裁判において、残念ながら、司法は防衛省寄りの姿勢を示しているというほかありません。鹿児島地裁3月10日執行停止却下決定、東京地裁3月26日調査差止却下決定ともに、関係法令の形式的解釈や立証責任論を前面に出して、漁民を敗訴させました。特に、東京地裁決定に至っては、基地建設の公益性まで理由に掲げる始末で、平和憲法など存在しないかのようです。漁民たちは直ちに即時抗告しましたが、前者について、福岡高裁宮崎支部は4月28日に、後者についても5月11日に、抗告を棄却する決定を下しました。さらに5月24日、鹿児島地裁は、調査許可取消の本訴において、漁業調整規則等は個々の漁業者の利益を保護するものではないから、漁民には原告適格がないという理由で、漁民の訴え自体を却下しました。(戦いは続く)



1990年代の馬毛島。左手前が北方向



現在の馬毛島

ところで、ボーリング調査の許可期限は5月いっぱいですので、鹿児島地裁の却下判決に対して控訴はしません。他方で、調査工事は遅れに遅れて、まだ予定の3分の1程度しか進んでいません。そのため、防衛省はさらに1年間の延長許可を求めようとしています。これは「6ヶ月間」という工期の短さを漁民敗訴の理由とした、一連の裁判の前提を根底から覆す事態です。またさらに、防衛省は、馬毛島島内でも、基地建設に向かって馬毛島の外周道路建設を始めようとしています。基地建設によって破壊されるのは、豊かな漁場だけでなく、マゲシカに代表される馬毛島の自然そのものです。

これらの防衛省の策動に対して、漁民たちは引き続き裁判を提起する覚悟です。しかし、足かけ20年に及ぶ戦いの中で、漁民には疲労の色が濃いです。また、限られた人数の弁護団も、全員ボランティアで長期戦に挑んでおりますが、マンパワーの補強も重要な課題であることと、資金面でのサポートがより一層必要になっていくであろうことをお伝えして、本稿のペンを置きます。ご支援をお願いいたします。

(文・写真) 馬毛島訴訟弁護団 弁護士 菅野 庄一

事件報告 上関「自然の権利」訴訟

上関「自然の権利」訴訟、2021年1月21日に最高裁決定が出て幕を閉じました。2008年12月2日に提訴され、10年以上にもわたって訴訟が展開されてきました。結果は門前払いでしたが、みなさまのおかげで、この間に反対運動は前進してまいりました。

裁判途中で福島第一原子力発電所事故が発生し、原子力エネルギーが人や自然に壊滅的な打撃を与えるものであること、原子力発電所なくとも日本経済は機能していくことが証明されました。事故を契機に原子力発電に対する社会の見方も一変し、私たちは上関原子力発電所についても、計画中止までもう少しのところまで追い詰めているのだらうと思います。

さて、裁判は原発のための埋立許可は違法であるから取り消せという内容です。裁判を通じて、上関原発が立地審査に適合しないことが明らかになりました。原発からわずか4kmの場所に祝島という小さな島があります。ひとたび重大な事故が発生すれば祝島住民は逃げ場を失い助かる道がありません。このような場所は立地基準を満たさず、本来違法とされるべき場所でした。このような違法があるにもかかわらず、残念ながら裁判所はこの問題に踏み込むことなく、原告には裁判を受ける資格がないとしました。

上関「自然の権利」訴訟は人間ばかりでなく、カンムリウミスズメ、スギモク(海藻)、スナメリといった動物たちも原告になりました。裁判を通じて私たちは上関の貴重な自然の価値を訴えてきました。また、豊穡の海とともに生きてきた祝島住民のみなさんの生活がいかに豊かなものであるかも訴えてきました。裁判所には届きませんでした。私たちの訴えは多くの人たちに届き、長期にわたる裁判であったにもかかわらず多くの人々が傍聴にこられ、私たちのニュースもマスコミやSNSを通じて全国に報じられました。

これまで上関「自然の権利」訴訟を応援していただいたみなさまに心から感謝申し上げますとともに、今後も上関の自然を守る、原発阻止に向けて弁護団一同奮闘する所存です。



カンムリウミスズメ (写真提供: 上関の自然を守る会)

(文) 上関「自然の権利」訴訟弁護団 弁護士 籠橋 隆明

期 日 情 報

応援をよろしくお願いたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

6月18日 14:00~ 口頭弁論
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【亀岡駅北&スタジアム問題】 大阪高等裁判所

・住民訴訟 上告せず終了
・取消訴訟 上告せず終了

★ご支援ありがとうございました。

【第3次命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

4月20日 14:00~ 口頭弁論
6月15日 14:30~ 口頭弁論

【天ヶ瀬ダム再開発事業差止事件】 大阪高等裁判所

5月7日 13:15~ 判決 延期
5月28日 13:35~ 判決 控訴棄却
→上告せず終了

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

6月10日 14:30~ 口頭弁論
9月17日 午後(予定)
12月9日 一日(予定)

【馬毛島】

- ・損害賠償請求事件(福岡高裁宮崎支部)
上告せず終了
- ・仮処分命令申立事件(ボーリング調査工事差止)
(東京地裁) 3月26日 却下決定
4月8日 即時抗告申立て
5月11日 抗告棄却
- ・許可処分取消請求事件(鹿児島地方裁判所)
4月19日 11:00~ 口頭弁論
5月24日 13:15~ 判決
→請求棄却(控訴予定なし)
- ・ボーリング調査許可執行停止申立事件
(鹿児島地方裁判所)
3月10日 却下決定
3月19日 即時抗告申立て
4月28日 抗告棄却

【有明】

- ・小長井・大浦漁業再生[第2陣・第3陣]
(福岡高裁) 6月7日 14:30~ 高等弁論
- ・請求異議訴訟(差戻審)(福岡高裁)
4月28日 13:30~ 口頭弁論
6月2日 14:00~ 期日報告集会

利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

水力発電の事業性評価のための渇水期と豊水期の流量データがほぼ出そろいました。月平均では3倍ほどの開きがありました。つまりこのことから、流量の変動が激しい河川なので水車の選定を間違えると発電量に大きな差が出るのが分かります。

一口に水車と言っても、大きく分けてペルトン水車・クロスフロー水車・フランシス水車など8種類に分類されています。それらから河川にあった水車を選ぶには、正確なデータと信頼できる知見が必要です。

発電出力 (kW) は、係数 (9.8) × 落差 (m) × 流量 (?/s) × 効率で求めます。効率とは水車・発電機や周辺機器などの効率を掛け合わせたものです。この計算によって求められた概算年間発電量は、一般家庭の約300軒分となる100万kWhです。

今後は、流量調査が丸一年になるまでを続行すると同時に詳細設計を行います。地権者や行政・金融機関との折衝も非常に重要な要件です。事業として成功するか否かは、FIT (固定価格買い取り) からFIP (電力市場に売電) に移行する前の23年度にFIT認定を受けられるかどうかにかかっています。

2019年のみなかみ水力発電株式会社設立からもうすぐ2年が経過し、真価が問われる時が来たと言えるでしょう。



流量調査 撮影 / 酒井千富

(文) みなかみ地域エネルギー推進協議会 河合 純男

「山のツバル」で気付いたこと

排出するということ

福島第1原発からの放射能汚染水を太平洋に放出する計画があります。高濃度の汚染水は地震と爆発でできた施設の割目から日々海洋に流出し続けていると思われます、さらに重ねて猛毒の放出を計画できる人間がいることに驚愕します。

私たちはすでに沢山の毒を撒き散らしてきました。田舎で目につくのは薬とか剤とかで誤魔化してきた農薬・除草剤。自然界の生き物にとってはただの毒です。慣行農業ではこの毒を農協やメーカーなどの利権に言われるがまま自然界に撒き散らします。

私は無肥料無農薬でお米と野菜を育てています。こんな手間をかける人はごく僅かです。「あんた一人が気張ってもどうにもならんよ！」村の年寄りの声は、一般的な日本人を代表しているのでしょうか。

毒は生活の中にも溢れています。殺虫剤や洗剤などの衛生用品の類。病気を治すと言われている数々の薬、例えば抗生剤は細菌を殺す毒です。経口摂取し体内の細菌を殺して体外へ、下水処理場を経て自然環境に排出されます。家畜糞尿に含まれる抗生物質の影響は人間の比ではありません。その結果、海はやせ、自然界には抗生物質耐性菌が増えていきます。抗がん剤や新開発のmRNAワクチンは自然界にどのような影響を与えるのでしょうか？

70年前の魚からマイクロプラスチックが発見されたという研究成果が最近発表されました。今からでも遅くないと思いたいことが沢山あります。



発癌性があり海外では使用禁止になっている除草剤が陳列されたホームセンターの一角

(文・写真) 特定非営利活動法人Tuvalu Overview 遠藤 秀一



「生き物」の聲が聞こえる！



じっと耳を澄ませば生き物たちの聲が聞こえてきます

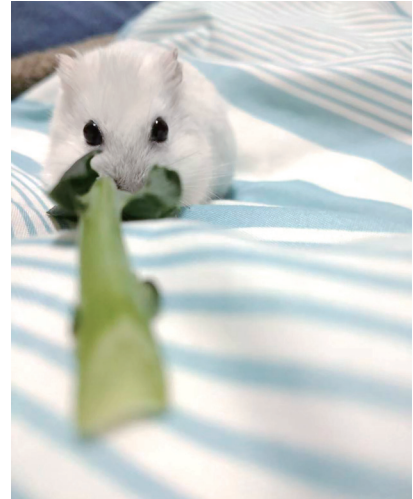
☆今号は弁護士西岡治紀先生にペットとの暮らしについてご紹介していただきます。かわいい写真に癒やされます☆

私がハムスターを飼い始めたのは

最近、我が家にハムスターの「ハムちゃん」を迎え入れました。私がハムスターを飼い始めたのは、知人から引き取ったのがきっかけでした。元々実家では猫や犬を飼っておりましたが、一人暮らしを始めてからは動物との生活は久しく、とても癒やされる存在です。

ハムスターにもゴールデンハムスターやジャンガリアンハムスター等いくつか種類があり、それぞれの特徴にあった飼育方法を知る必要があります。また、暑さに弱いというえ、寒すぎれば冬眠すると命の危険もあるため、気温管理は欠かせません。その他、ハムスターは回し車で走りますが、野生だと一日に数十キロ走るといわれています。

このように、愛玩動物の飼養には、飼い主も適切な知識を身につける必要があります。しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの影響でペットのニーズは増えた反面、「イメージと違った」「手がかかる」等といった理由で手放してしまうケースも増加しています。「アニマル・ウェルフェア」という言葉が広がりつつありますが、私たち一人一人が動物福祉の観点を学ぶべきではないでしょうか。餌を頬張りながら回し車で一生懸命走っているハムちゃんを横目に、今回はここまでとします。



(文・写真) 弁護士法人名古屋E&J法律事務所 豊橋法律事務所 弁護士 西岡 治紀

事務局より

雨上がりの木々の緑がすがすがしいこのごろ、ご機嫌いかがでしょうか。今の時期は色鮮やかな紫陽花が咲いていますね。美しいグラデーションに魅了され、たくさん写真を撮ってきました。ハート型のかわいい紫陽花、見つけました！



さて、2月の通信発送の際に今年度の会費のお願いをいたしましたところ、たくさんの方々に会費や活動カンパをお送りいただきました。本当にありがとうございます。また、事務の不手際で誤って払込票を同封してしまった会員様にはご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。会員様からのうれしいお言葉や温かいお言葉に胸いっぱいです！いつもありがとうございます。

★★今後ともひきつづきご支援くださいますようお願い申し上げます★★



ひとつの地球！
ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.89

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennokenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179 一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ) シゼンノケンリキケン